



頑張ろうとする君へ。松浦から、エールを。

## 松浦市内の企業紹介 Vol.12

問 地域経済活性化課 ☎内線 242



有限会社松本鐵筋工業は、住宅や公共施設の基礎、橋の橋脚など、強度が必要な部分に使われる鉄筋の加工から施工までを行う鉄工会社です。

図面をもとに鉄筋を加工し、現場で施工するため長崎県内をはじめ、佐賀県や福岡県など九州北部を中心に仕事をしています。

安全のために現場では厳しく、仕事を離れると社員同士仲の良い会社です。

また、社員にはさまざまな現場を経験させることで自己成長を促すなど、人材の育成にも取り組んでいます。

「技術の伝承を目指す」

### 有限会社 松本鐵筋工業

創業年 昭和63年4月

所在地 松浦市志佐町稗木場免 1147

従業員数 6人

#### 従業員へインタビュー

#### 松本 祐紀さん

県外で働いていましたが、家業を継ぐため地元に戻ってきました。

鉄筋の加工や組立、運搬など一通りの仕事を身につけ、

土木部門など新たな事業が展開できないか考えています。パソコンを使った仕事が年々増えていますが、鉄筋の加工や組立など、人の手でしかできない仕事もまだまだあると感じています。

会社だけでなく、地域も盛り上げていけるよう頑張りたいです。



## わたしたちの郷土

～文化財は地域の宝～

### 埋蔵文化財センターでは資料の貸出しを行っています

文化財課の所管施設である埋蔵文化財センターでは、さまざまな申請に基づき許可をし、所蔵する資料の貸出しを行っています。

令和3年度は、国や自治体、マスメディアなどから約50件の申請があり、「てつほう」をはじめとする鷹島海底遺跡の関連出土遺物や写真画像などを提供しています。

大分県立埋蔵文化財センターや（公財）鹿児島県文化振興財団 上野原縄文の森、中津市歴史博物館で開催された企画展・特別展、九州芸文館のベトナム・福岡歴史文化交流展において、遺物、画像・映像が一般公開されました。

今後も、海底遺跡の価値や重要性をアピールするとともに、さらなる認知度向上のための取り組みとして、積極的に資料提供などの要請に応じていきます。

なお現在、継続的に資料の貸出しを行い、常設で展示をしている3施設を紹介しますので、近くにお出かけの際はぜひお立ち寄りいただき、郷土の遺物をご見学ください。

- ①九州国立博物館 12点
- ②福岡市博物館 13点
- ③福井洞窟ミュージアム 5点（黒曜石原石 松浦市牟田）



▲上野原縄文の森から帰ってきた遺物の確認作業

問合せ先 文化財課文化財係 ☎内線 356

## 市役所からのお知らせ

マイナンバーカードを保険証として利用するための手続き

問 健康ほけん課 国保・年金係  
☎内線 109・125・126

松浦市国民健康保険の被保険者の皆さんを対象に、マイナンバーカードを保険証として利用するための手続き支援を行っています。  
スマートフォンやパソコンを持たない等の事情で、ご自身で手続きができない人（松浦市国民健康保険の被保険者に限りません）は、手続きに必要なものをお持ちの上、問合せ先窓口までお越しください。

【対象者】 松浦市国民健康保険の被保険者

【手続きに必要なもの】

- ・国民健康保険の保険証
- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカードの利用者証明用パスワード（数字4桁）

※手続きは無料。

※事前の予約が必要です。

## 後期高齢者医療保険料改定のお知らせ

問 長崎県後期高齢者医療広域連合 ☎095-816-3930

健康ほけん課国保・年金係 ☎内線 126

被保険者の皆さんから納めていただく保険料は、2年ごとに見直すことになっています。令和4・5年度の保険料は、下記の表のとおり引き上げることになりました。

### ①保険料（年額）について

	令和4・5年度（新）	令和2・3年度（旧）
所得割率	9.03%	8.98%
均等割額	49,400円	47,200円

### ②賦課限度額（年額）について

「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の改正に伴い、令和4年度から保険料の賦課限度額が64万円から66万円に引き上げられます。

	令和4・5年度（新）	令和2・3年度（旧）
賦課限度額	66万円	64万円

### ③保険料の計算方法について

年間の保険料額は、次の方法で計算して個人ごとに決まります。

$$\begin{array}{c} \text{年間保険料} \\ \text{(限度額 66万円)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{均等割額} \\ \text{49,400円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{所得割額} \\ \text{(前年中の総所得金額等} \\ \text{※ - 基礎控除額 43万円)} \\ \text{× 9.03\% (所得割率)} \end{array}$$

※均等割額は、世帯の所得や他の条件により7割・5割・2割の軽減措置があります。

※総所得金額等とは、年金所得、給与所得、事業所得などの所得および退職所得以外の分離所得の合計額をいいます。

※令和4年度の年間保険料は、令和3年中の所得状況等に基づいて7月に決定し、お知らせします。